

一般社団法人 日本作業療法士協会
生涯教育制度『認定作業療法士制度』

認定作業療法士の
申請および更新に関する手続き等
解説書
—2025年度10月版—

一般社団法人 日本作業療法士協会
教育部 生涯教育課

目 次

1. 認定作業療法士認定審査申請手続き	
1) 申請資格	1
2) 認定審査料	1
3) 申請方法	1
2. 認定作業療法士更新申請手続き	
1) 申請資格	2
2) 資格更新審査料および登録料	2
3) 申請方法	2
3. 認定作業療法士（終身）申請手続き	2
4. 都道府県士会発行の会員歴について	3
5. 社会的貢献等証明書について	4
6. 基礎研修修了等の期間延長の手続きについて	4
7. 認定作業療法士申請・更新に関する審査手続き	
1) 審査の流れ	5
2) 書式1. 認定作業療法士認定審査依頼書および結果通知書	6
3) 書式2. 認定申請審査記録	7
4) 書式3. 更新申請審査記録	8
5) 書式4. 認定作業療法士取得研修審査依頼書および結果通知書	9
6) 書式5. 認定作業療法士取得研修審査記録	10
8. 名簿の管理と公開	11
9. 基礎研修ポイント（pt）と認定作業療法士更新ポイント（np）との関係	12
10. 認定作業療法士更新のモデルケース	13
11. 認定作業療法士に関する Q&A	16
12. 参考資料	
1) 日本作業療法士協会 講師謝金規定	20

1. 認定作業療法士認定審査申請手続き

本会は、認定作業療法士認定審査を教育関連審査会に行わせ、要件を満たした申請者を認定作業療法士として認定し、認定証を交付する。認定証の有効期間は申請月の1日からの5年間です。

1) 申請資格

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士の免許を有すること
- (2) 本会正会員かつ都道府県作業療法士会員であること
- (3) 作業療法士免許取得後、臨床実践経験が通算5年以上であること（養成教育に並行した臨床実践も含む）
- (4) 下記の5項目の条件をすべて満たしていること
 - ①本会が主催する認定作業療法士共通研修2講座の受講と修了試験に合格すること。
但し、2019年度までに従来の認定作業療法士共通研修の「教育法」を受講修了、もしくは理学療法士作業療法士養成施設等教員講習会受講修了者は申請を認める。
 - ②本会が主催する認定作業療法士選択研修2講座の受講と修了試験に合格すること
 - ③厚生労働省指定の理学療法士作業療法士臨床実習指導者講習会の受講を修了している。
 - ④臨床能力実績3例の登録
 - ⑤本会生涯教育制度基礎研修修了の有効期限内であること

2) 認定審査料

審査料は5,000円とする（申請書類（10）参照）。

3) 申請方法

会員ポータルサイトより認定作業療法士認定申請を行ってください。詳細は協会HPの認定作業療法士新規申請手続き方法 https://www.jaot.or.jp/files/page/kyouikubu/2.1_shinki2025 を参照。

※認定作業療法士の氏名、会員番号、認定番号、所属都道府県作業療法士会名、所属施設等は、所属都道府県作業療法士会、所属施設の長、本会ホームページ、その他本会が必要と認める範囲で公開されます。

2. 認定作業療法士更新申請手続き

1) 申請資格

更新申請資格は下記項目すべてを満たすこと。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 3 条による作業療法士の免許を有すること。
 - (2) 申請時において、認定作業療法士であること。
 - (3) 申請時において、過去 5 年間に下記の 4 項目の更新要件のすべてを満たし、かつ 100 認定作業療法士更新ポイント（np）以上があること。
 - ① 基礎ポイント研修は、1 ポイントを 1np として 25np 以上があること。
 - ② 実践報告は、1 回を 25np として 25np 以上があること。
 - ③ 後輩育成経験（臨床実習、研修会・学会等における講師等）は、1 回を 5np とする。
 - ④ 作業療法啓発に関する社会的貢献（他職種、行政等からの依頼による作業療法啓発活動）は、1 回を 5np とする。
- ※ ③、④併せて 25np 以上があること。

2) 資格更新審査料および登録料

資格更新審査料および登録料は 5,000 円とする。

3) 申請方法

会員ポータルサイトより認定作業療法士認定更新申請を行ってください。詳細は協会 HP の認定作業療法士更新申請手続き方法 https://www.jaot.or.jp/files/page/kyouikubu/2.1_koshin2025 を参照。

3. 認定作業療法士（終身）認定

認定作業療法士制度の改定により、60 歳以上の日本作業療法士協会認定作業療法士資格は終身有効の資格となる（認定作業療法士制度規程第 7 条、細則第 7 条 1 項）。ただし満 60 歳を超えて認定作業療法士を取得した会員は、認定作業療法士更新後に、認定作業療法士（終身）となる。

会員資格を維持しておいて下さい。手続きは特に必要ありません。

4. 都道府県士会発行の会員歴について

認定作業療法士の認定および更新における、会員歴の書式は以下の通りである。

会 員 歴 証 明 書

本会は、以下に示す者が本会会員であることを証明する。

記

会 員 氏 名 ◎ ◎ ◎ ◎

証 明 日 年 月 日

〇〇〇作業療法士会

会長 ●● ●● 印

5. 社会的貢献等証明書について

認定作業療法士の更新における後輩育成・社会的貢献のうち、社会的貢献等証明書の書式は以下の通りである。

〇〇年〇〇月〇〇日	
〇〇〇〇病院リハビリテーション部 〇〇 〇〇 殿	依頼主 依頼主代表者氏名
社会的貢献等証明書	
表記の件につき、下記内容の通り、ボランティア等社会的貢献が行われたことを証明する。	
記	
○実施内容	： 〇〇〇〇〇に関するボランティア活動
○実施日時	： 20××年〇月〇日 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
○実施場所	： 〇〇県〇〇市 △△公民館

6. 基礎研修修了等の期間延長の手続きについて

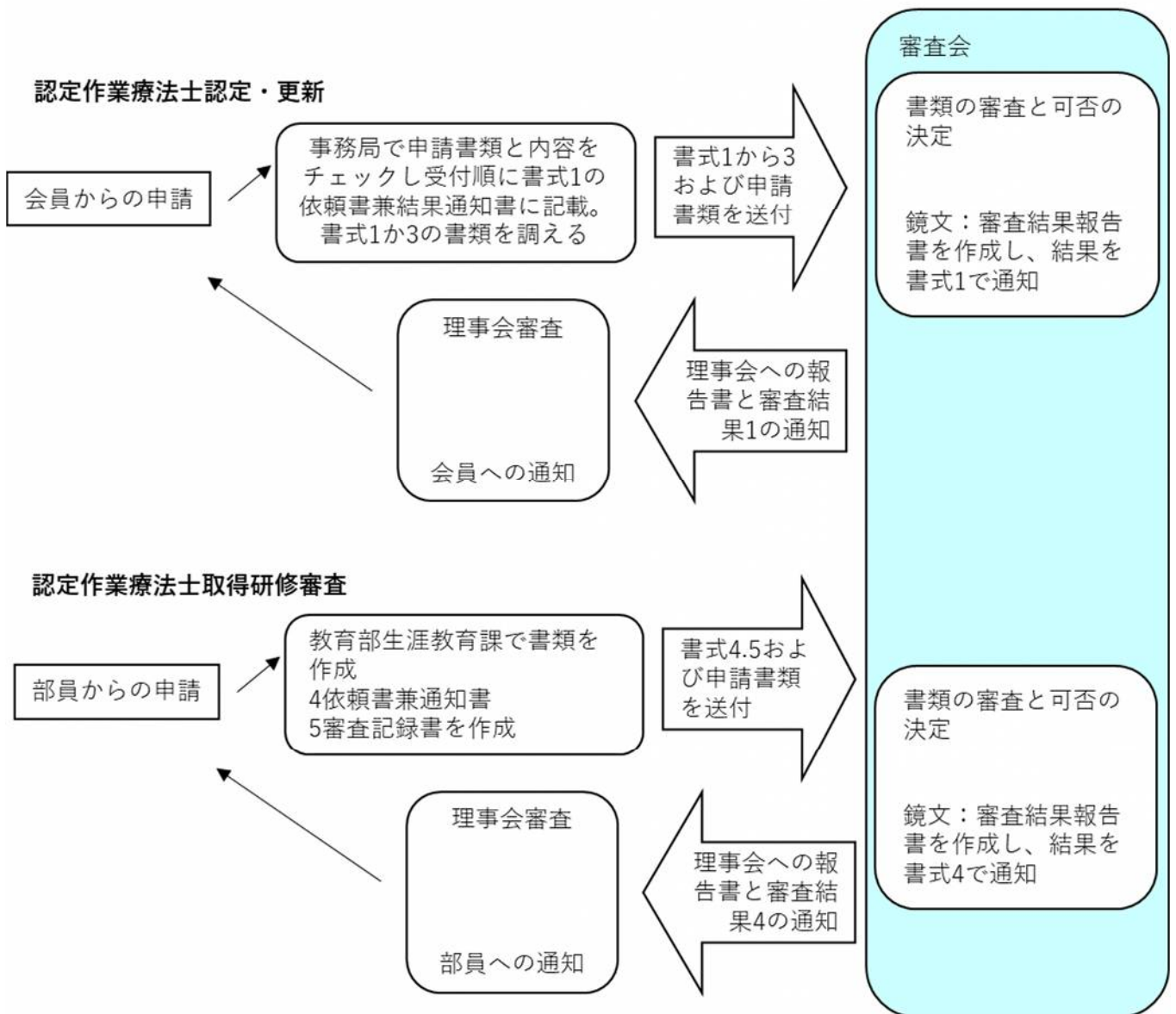
- (1) 期間延長の理由：①留学 ②海外勤務 ③出産休暇 ④育児休暇 ⑤介護休暇
⑥長期病気療養 ⑦その他
- (2) 申請の時期：延長理由が発生した後、有効期限が終了する時点で申請する
- (3) 申請の書類：産休・育休等の長期休暇の開始日から終了期間を証明する書類
(職場の施設長が証明するもの、施設に所属しないものは出産を証明するものの写し等)
- (4) 延長の期間：出産1回につき2年以内、その他必要に応じて
- (5) 結果：期間延長申請に基づき教育部で審査し、本人に通知

協会ホームページ 生涯教育/手続きなどについて を参照し、必要書類をダウンロードしてください。
https://www.jaot.or.jp/continuing_education/

7. 認定作業療法士申請・更新に関する審査手続き

1) 審査の流れ

教育関連審査会への審査依頼の流れ図



3) 書式2. 認定申請審査記録

認定審査一書式2

認定作業療法士認定申請審査記録

申請者名（会員番号）： _____

審査員は、日本作業療法士協会「認定作業療法士認定申請要件」に従って、関係書類により審査を行い、以下の各項目について判定する（○で囲む）。

項 目	判 定		備 考
日本作業療法士協会会員歴	○可	否	会員歴通算5年以上 システムチェック済み
基礎研修修了・更新	○可	否	基礎研修修了または更新5年以内 システムチェック済み
1. 認定審査申請書	○有	無	システム申請対応済み
—2. 作業療法士免許の写し	有	無	
3. 5年間の実務経験の証明書	有	無	作業療法士免許取得後、臨床実践経験が通算5年以上
4. 日本作業療法士協会 会員証の写し	○有	無	申請年度の会員証のコピー システムチェック済み
5. 基礎研修修了証	○有	無	システムチェック済み
6. 共通研修2講座受講	○有	無	免除の場合はそれを証明する書類の添付 システムチェック済み
7. 選択研修2講座受講	○有	無	システムチェック済み
8. 修了試験合格証の写し	○有	無	4講座 システムチェック済み
9. 臨床能力実績3例の写し	有	無	別の要件で満たす場合は、それを証明する書類の添付
10. 臨床実習指導者講習会修了 証の写し	有	無	システムチェック済みもしくはアップロード資料確認
11. 都道府県作業療法士会 会員歴証明書	有	無	
12. 審査料の振込を証明する書 類等の写し	○有	無	システムチェック済み

以上の通り相違ありません。

年 月 日（審査委員名） _____ 印

4) 書式3. 更新申請審査記録

認定審査—書式3

認定作業療法士更新申請審査記録

申請者名（会員番号・認定作業療法士番号）: _____

審査員は、日本作業療法士協会「認定作業療法士更新申請要件」に従って、関係書類により審査を行い、以下の各項目について判定する（○で囲む）。

項 目	判 定		備 考
1. 更新審査申請書	有	無	システム申請対応済み
2. 認定作業療法士認定証の写し	有	無	システムチェック済み
3. 基礎研修ポイント 25np 以上	有	無	1 ポイント=1np システムチェック済み
4. 実践報告 25np 以上	有	無	1 回=25np
5. 後輩育成指導経験*	有	無	1 回=5np, * 社会的貢献と併せて 25np 以上
6. 社会的貢献*	有	無	1 回=5np, * 後輩育成指導経験と併せて 25np 以上
7. 認定作業療法士更新ポイント 100np 以上	有	無	システムチェック済み
8. 日本作業療法士協会 会員証の写し	有	無	申請年度の会員証のコピー システムチェック済み
9. 都道府県作業療法士会 会員歴証明書	有	無	
10. 審査料の振込を証明する書類 等の写し	有	無	システムチェック済み

以上の通り相違ありません。

年 月 日（審査委員名） _____ 印

5) 書式4. 認定作業療法士取得研修審査依頼書および結果通知書

認定審査—書式4

認定作業療法士取得研修審査依頼書および結果通知書

申請者記入欄			審査会記入欄			
研修日	研修内容	資料番号	審査結果			
			内容	時間	講師	備考
			可・否	可・否	可・否	
			可・否	可・否	可・否	
			可・否	可・否	可・否	
			可・否	可・否	可・否	
			可・否	可・否	可・否	
			可・否	可・否	可・否	
			可・否	可・否	可・否	
			可・否	可・否	可・否	
			可・否	可・否	可・否	

項目		判断基準
共通 研修	内容	研究・管理運営について、講義およびグループワーク等演習で構成し、主体的に課題解決をはかる内容
	時間	2日間以上(実研修時間 12時間以上)を確保
	講師	認定作業療法士または同等の経験を有する講師
選択 研修	内容	原則、身体障害、精神障害、発達障害、老年期障害領域に関して、症例を通したグループでの事例検討および演習で構成され、主体的に課題解決をはかる内容
	時間	2日間以上(実研修時間 12時間以上)を確保
	講師	認定作業療法士または同等の経験を有する講師

6) 書式5. 認定作業療法士取得研修審査記録

認定審査—書式5

認定作業療法士取得研修審査記録

申請講座名 : _____

・ 共通研修

・ 選択研修

項 目		判 定		備 考
共 通 研 修	内 容	可	否	研究・管理運営について、講義およびグループワーク等演習で構成し、主体的に課題解決をはかる内容
	時 間	可	否	2日間以上(実研修時間 12時間以上)を確保
	講 師	可	否	認定作業療法士または同等の経験を有する講師
選 択 研 修	内 容	可	否	原則、身体障害、精神障害、発達障害、老年期障害領域に関して、症例を通じたグループでの事例検討および演習で構成され、主体的に課題解決をはかる内容
	時 間	可	否	2日間以上(実研修時間 12時間以上)を確保
	講 師	可	否	認定作業療法士または同等の経験を有する講師

以上の通り相違ありません。

年 月 日 (審査委員名) _____ 印

8. 名簿の管理と公開

名簿は、日本作業療法士協会事務局により一括管理され、認定作業療法士制度規程に定めるところにより、認定作業療法士の名簿は公開される。

公開の範囲は、認定作業療法士制度規程第9条第2項に定める範囲のほか、新規認定者および更新認定者については、以下により公開される。

- ①新規認定および更新認定年度の次年度の日本作業療法士協会社員総会において、所属士会と氏名を報告
- ②新規認定および更新認定年度の次年度の日本作業療法士協会誌へ名簿を掲載

9. 基礎研修ポイント (pt) と認定作業療法士更新ポイント (np) との関係

	基礎研修ポイント(pt)	認定作業療法士更新ポイント(np)
日本 OT 学会に参加した場合(2日)	4	4
〃 + 発表した場合	6 (参加分 4+発表分 2)	31 (実践報告 1 回分 25+ 基礎研修 pt 分 6)
士会学会に参加した場合(1日)	2	2
〃 + 発表した場合	4 (参加分 2+発表分 2)	29 (実践報告 1 回分 25+ 基礎研修 pt 分 4)
日本 OT 学会に参加した場合(2日) + 講師をした場合	6 (参加分 4+講師分 2)	11 (後輩育成 1 回分 5+ 基礎研修 pt 分 6)
8 週間の臨床実習を 1 名指導した場合	4	9 (後輩育成 1 回分 5+ 基礎研修 pt 分 4)
4 週間の臨床実習を 1 名指導した場合	2	7 (後輩育成 1 回分 5+ 基礎研修 pt 分 2)
他団体主催研修会講師の場合	1	6 (社会的貢献 1 回分 5+ 基礎研修 pt 分 1)
他団体主催研修会(2日)への参加	2	2(基礎研修 pt 分)
ISSN/ISBN に登録されている学術誌 を発行している他団体主催研修会(2 日)への参加+発表した場合	3 (参加分 2+発表分 1)	28 (実践報告 1 回分 25+ 基礎研修 pt 分 3)
自治体主催研修会の講師	0	5(社会的貢献 1 回分)
介護認定・障害区分審査会、地域ケ ア会議	0	5(社会的貢献 1 回分)
事例報告登録への登録	4	29 (実践報告 1 回分 25+ 基礎研修 pt 分 4)
士会裁量分(士会役員等)	2	7 (社会的貢献 1 回分 5+ 基礎研修 pt 分 2)
共同執筆 2 回の場合	0	25(実践報告 1 回分)
共同執筆 1 回の場合	0	0
現職者共通研修講師の場合	2	7(後輩育成 5+講師 pt 分 2)
現職者選択研修講師の場合	2	7(後輩育成 5+講師ポイント分 2)
世話人二日間 (臨床実習指導者講習会)	2	5(後輩育成 1 回分)
臨床実践報告指導	0	5(後輩育成 1 回分)
OT 協会誌原稿	0	5(社会的貢献 1 回分)
関連団体での OT 啓発	0	5(社会的貢献 1 回分)
本会、士会主催学会、研修会での座 長や査読の実施	0	5 (社会的貢献 1 回分)
院内・施設内での看護等の他職種 への職員研修	0	5 (社会的貢献 1 回分)

※ 士会学会や SIG 等他団体主催学会での発表が、臨床実践の報告として更新要件に認められるには、士会学会誌や SIG 等他団体学会誌が ISSN/ISBN に登録されていること。

10. 認定作業療法士更新のモデルケース

1) 基礎研修を中心とした更新ケース

日付	テーマ/内容	基礎研修ポイント	実践報告	社会的貢献・後輩育成	np
X1. 2/5～6	士会学会参加	4			4
2/5	士会学会発表	2	25		27
9/21～22	SIG 研修会参加	2			2
11/15～16	士会研修会参加	4			4
X2. 2・2～3	士会学会参加	4			4
2/20～21	SIG 研修会参加	2			2
9/15～16	士会研修会参加	4			4
11/2～3	全国 OT 研修会参加	4			4
	臨床実践報告指導	0		5	5
X3. 2/4～5	士会学会参加	4			4
8/20～21	SIG 研修会参加	2			2
11/5～6	士会研修会参加	4			4
	実習指導 8 週×1 名	4		5	9
X4. 1/15	他団体研修会参加	1			1
2/10～11	士会学会参加	4			4
6/24～26	全国 OT 学会参加	4			4
9/9～10	SIG 研修会参加	2			2
	実習指導 8 週×1 名	4		5	9
X5. 2/6～7	士会学会参加	4			4
7/20～21	士会研修会参加	4			4
9/23～24	他団体研修会参加	2			2
11/25～26	SIG 研修会参加	2			2
	実習指導 8 週×1 人	4		5	9
12/5	養成校での特別講義 (90 分以上)	0		5	5
合計		71	25	25	121

2) 実践報告を中心とした更新ケース (その1)

日付	テーマ/内容	基礎研修ポイント	実践報告	社会的貢献・後輩育成	np
X1. 2/10～11	士会学会参加	4			4
2/10	士会学会発表	2	25		27
	士会理事	2		5	7
X2.	事例報告登録	4	25		29
	士会理事	2		5	7
X3. 7/20	他団体主催研修会講師	1		5	6
X4. 6/24～25	全国 OT 学会参加	4			4
9/23	現職者共通研修講師	2		5	7
12/15	OT 協会誌原稿	0		5	5
X5.	OT 学術誌への論文投稿	4	25		29
合計		25	75	25	125

3) 実践報告を中心とした更新ケース (養成校教員推奨モデル)

日付	テーマ/内容	基礎研修ポイント	実践報告	社会的貢献・後輩育成	np
X1. 6/18～20	全国 OT 学会参加	4			4
	士会発行学術誌*への症例報告掲載	0	25		29
	士会理事	2		5	7
X2. 1/23～24	士会学会参加	4			4
	士会理事	2		5	7
X3. 9/23～24	士会研修会参加	4			4
10/20	他団体主催研修会講師	1		5	6
	共同執筆 2 題	0	25		25
	士会理事	2			
X4. 9/23	現職者共通研修講師	2		5	7
	士会学会演題査読	0		5	5
	士会理事	2			
X5. 10/30～31	全国 OT 研修会参加	4			4
	共同執筆 2 題	0	25		25
合計		27	75	25	127

4) 後輩育成経験・社会的貢献を中心とした更新ケース

日付	テーマ/内容	基礎研修ポイント	実践報告	社会的貢献・後輩育成	np
X1. 2/5～6	士会学会参加	4			4
2/6	士会学会座長	0		5	5
9/12	士会主催研修会講師	2		5	7
	臨床実践報告指導	0		5	5
	実習指導 8週×1名	4		5	9
10/5	共同執筆 1題	0	25		25
X2. 1/24	共同執筆 1題	0			
10/10	他団体主催研修会講師	1		5	6
11/3	ボランティア活動	0		5	5
	介護認定審査会	0		5	5
	実習指導 8週×1名	4		5	9
X3. 11/5～6	他団体研修会参加	2			2
	士会学会演題査読	0		5	5
	地域ケア会議	0		5	5
	実習指導 8週×1名	4		5	9
X4. 1/15	OT協会誌原稿	0		5	5
9/23	ファシリテーター (事例検討会)	0		5	5
	地域ケア会議	0		5	5
	実習指導 8週×1名	4		5	9
X5. 7/20	士会研修会	2			2
11/20	関連団体でのOT啓発	0		5	5
	地域ケア会議	0		5	5
合計		27	25	85	137

11. 認定作業療法士に関する Q&A

これまで、ot-syougaiyouiku@jaot.or.jp 宛に寄せられた質問のうち、認定作業療法士に関連するものを抜粋して掲載します。

Question 1

リハビリテーション専門学校あるいは大学、短大などで授業の非常勤講師をした際は、後輩指導育成経験になりますか？

Answer 1

養成校での非常勤講師・特別講義は、「認定作業療法士の更新要件」の内、3) 後輩育成・指導経験または4) 作業療法の啓発に関する社会的貢献 3) 4) 併せて5年間で25np以上(1回につき5np)にカウントされます(別表(第4条第2項関係))。認定作業療法士更新申請の際、公文書の写し等を必要事項と共に入力してください。

Question 2

認定作業療法士の更新要件の2) 実践報告については、どの雑誌に報告してもカウントされますか？

Answer 2

ISSN (International Standard Serial Number : 国際標準逐次刊行物番号) ISBN (International Standard Book Number : 国際標準図書番号) が登録されているものに報告ならびに掲載された場合に限られます。

また、更新申請の際には、会員ポータルサイトより申請してください。雑誌名や報告日時などが分かるように証拠となる報告の写しを添付して協会へ更新申請を行います。

Question 3

臨床能力実績3例は、士会で発行される学術誌への投稿で満たされるのでしょうか？

Answer 3

臨床能力実績3例は、認定作業療法士規程細則第2条に定める範囲での報告が認められます。士会で発行されている学術誌がISSN/ISBNに登録されていれば2例までは可能です。

Question 4

認定作業療法士の取得を5年で終了できずに6年目以降となった場合、1年目に参加した協会主催の認定作業療法士取得研修の共通や選択の受講は、無効になり再度研修会を受講しないといけないことになりますか？

Answer 4

認定作業療法士取得研修(共通・選択)は一度受講すれば修了です。協会を受講者名簿が管理され、生涯教育履歴に受講年月日が登録されます。

Question 5

認定作業療法士の更新条件のなかで3) 後輩育成指導の項目でいわゆる臨床実習指導は6週以上の臨床実習に限定されますか？また、2週間の短期実習も1回とカウントできますか？

Answer 5

連続した2週間以上の短期実習の指導も認定作業療法士更新要件の3) 後輩育成指導経験(1回につき5np)に含まれます。また、基礎ポイントは6週未満の実習指導では2ポイント、6週以上では4ポイントも同時にポイント取得ができます。

Question 6

後輩指導育成経験や社会的貢献を証明する書類はどんなものですか？

Answer 6

講師の依頼があった際に、士会等主催団体より講師依頼書などの公文書が送付されていると思いますので、「認定作業療法士更新」に使用する場合には、その文書を更新申請するまで保管し、申請時に添付することになります。誤って紛失等した場合には、主催団体へ講師依頼書などの再発行を依頼してください。本人からの依頼がなければ、主催団体から改めて講師証明書を作成し郵送することはありません。但し、申請時期に紛失された場合の再発行については主催者に判断をお任せいたします。

Question 7

育児、出産、病気等猶予を設けてあるが、これらを証明する書類はどのような物でしょうか。また、申請先、申請方法を教えてください。

Answer 7

これらを証明する書類は、勤務されている職場に提出された、休暇願の写しなどで大丈夫です。

申請先は、OT協会事務局です。

申請方法は、協会ホームページを参照してください。申請書式に必要事項を記入のうえ郵送されると、会員ポータルサイトの受講履歴(登録情報)に認定作業療法士や基礎研修修了有効期限を延長して登録されます。

Question 8

認定作業療法士の認定期間(5年間)に更新要件が満たせなかった場合には、認定作業療法士は取り消されますか？

Answer 8

更新期間の猶予は2年間とします。2年間で過ぎてしまいますと、資格を喪失してしまいます。

しかし、育児、出産、病気、入院、海外での勤務など特別な事情と認められた場合はこの限りではありません。

期間内に要件が満たせない場合には、最長2年間は停止という取扱いになります。

よって2年間の猶予期間を含めた7年間のうち、最近の5年間に遡り要件が満たされた時点で更新申請を行います。

また、最近の5年間に有効となりますので、6年前に行った更新条件（実践の報告、ポイントの獲得、後輩育成指導経験、社会的貢献）も無効となります（下図参照）。

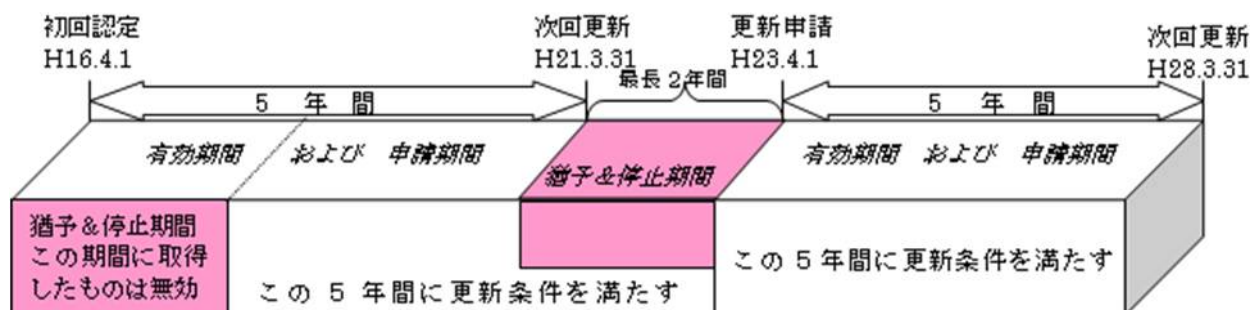


図 猶予期間および停止期間のイメージ

Question9

OT 協会のホームページに記載されていない「〇〇学会・△△団体の認定資格」は認定作業療法士取得要件の「臨床実践能力」を図る指標としての「他学会・団体の認定資格（1つ以上）」に認められますか？

Answer9

以下の件についてそれらを確認できる資料をご提示ください。提示頂いた資料をもとに検討させていただきますので、確認すべき箇所に付箋を貼付し、下線を引く等分かるようにご準備をお願いします。

1. 事例報告の完成までに指導されていること、及び指導されていることを証明する書類（事例報告マニュアル・手引き等）があること
2. 審査の水準が明示され、審査が実施されていること、及び審査マニュアル・手引き等があること

Question10

2015年に認定作業療法士取得の共通研修「教育法」を受講修了していますが、臨床実習指導者講習会修了しないと新規申請は出来ませんか？

Answer10

2019年度（2020年3月31日）までに認定作業療法士取得共通研修「教育法」を受講修了、もしくは理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会受講修了者は、認定作業療法士の新規申請が認められます。臨床実習指導者研修修了認定を受けていない場合は、臨床実習指導者講習会の受講を強く推奨しています。

Question11

臨床実践報告書（5例）は、基礎研修修了後に作成したものが有効となりますが、対象者、当該施設の長（または部門の責任者）から同意を得る所までは基礎研修修了前でもよろしいでしょうか？同意書に署名をいただくまでの期限はありますか？

Answer11

同意を得るまでは基礎研修修了前でもよいです。同意書の期限は特に設けていません。基礎研修修了後、症例の臨床実践報告書を作成し、認定作業療法士の指導を受けてください。

Question12

院内・施設内での看護等の他職種への職員研修や実技講習会、講義などの実施について、作業療法の研修会を実施した場合、認められますか？また、研修時間等は決まっていますか？

Answer12

認められます。尚、その事実が確認できる研修プログラム、研修会資料や部署間の依頼書など（内容と氏名が明記されていること）を添付してください。研修時間（講義時間）については、基本的にポイント表（<https://www.jaot.or.jp/files/page/kyouikubu/kisopointnituite2023.pdf>）に示す通り90分以上に定めています。

12. 参考資料

1) 日本作業療法士協会 講師謝金規定

講師謝金支払基準

別表 1

区分		講演・講義 実習指導・演習指導・実技指導 (1時間当り支払額、税込)
講師 基準	A	大学教授、官公庁局部長級、民間企業・法人役員、著名民間専門家、著名ジャーナリスト、医師(a)、弁護士等(a)、公認会計士(a) 13,700円
	B	大学准教授、短大・高専教授、校長・園長、官公庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門家、ジャーナリスト、医師(b)、弁護士等(b)、公認会計士(b) 12,200円
	C	大学講師、短大・高専准教授、副校長・教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層 10,500円
	D	大学助教・助手、短大講師・助教・助手、高専講師・助教・助手、教諭、官公庁係長級、官公庁職員、民間企業監督者層、民間企業職員、民間一般技能者 9,500円
	E	実習・演習・実技の助手 指導者該当区分の半額
特別 基準	1 一般基準による額では不相当であると特に認められる者、又はその額では講義等を依頼することが著しく困難であると認められる者	適当又は必要と認められる額を理事会に諮り、講演等1回につき100,000円を限度として決定することができる
	2 作業療法士が実施する場合は、本会の会員であり且つ原則的に認定作業療法士または専門作業療法士とし、もしくは該当事業の担当部署長が同等の能力を有すると認めた者とする。	・一般基準のB区分支払額の6割相当額 ・助手の場合はその半額
(注)		
<p>1. 「講師」とは、本会が主催する学会・研修会等において講演・講義等を行う者をいう。本会会員(正会員・名誉会員)でない外部講師には一般基準を、本会会員が講師を行う場合には特別基準の2を適用する。なお、本会職員には講師謝金は支払わない。</p> <p>2. 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官及び検事をいう。</p> <p>3. (a)は、資格取得後概ね15年以上の経験者、(b)は、それ以外の者とする。</p> <p>4. 「官公庁」とは、本省又は本庁レベルをいう。</p> <p>5. 元職員で、現職による適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。</p> <p>6. 講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。</p> <p>7. 「講演・講義」は本会が設定した題目について講師が口述することであり、対面、オンライン、録画の別を問わず、その協力1回に対して1回の謝金を支払う。</p> <p>8. 「実習指導・演習指導・実技指導」とは高度に専門的な技術・技能を教授し指導することであり、「実習・演習・実技の助手」は前記の教授・指導に対して補助的役割を担う者をいう。</p>		

原稿料等支払基準

別表 2

区 分	学術誌・機関誌	その他、本会が発行する 出版物及び本会が制作 するホームページ・コン テンツ	生涯教育制度試験問題
一 般	(400字につき) 依頼3,000円 (税込) 投稿 0円	(400字につき) 依頼3,000円 (税込)	—
会 員	(400字につき) 依頼1,500円 (税込) 投稿 0円	(400字につき) 依頼1,500円 (税込)	(1問につき) 依頼2,000円 (税込)

一般社団法人 日本作業療法士協会
教育部

部長	丹羽 敦
生涯教育課	
課長	高島 紀美子
	高木 勝隆
	渕野 浩二
	中居 真紀子
	川村 明代
	富永 雅子
	高田 善栄
	木納 潤一